

# いじめ事案に関する報告書

令和7年11月23日

越谷市立

いじめ事案対応チーム

## 1 事案の概要

### (1) 学校名

越谷市立

### (2) 対象児童および関係児童

#### ①対象児童

A

#### ②関係児童

B

(以下、いじめ事案対応チームにより調査を行った児童)

C

D

### (3) いじめ事案対応チームによる調査前の A からの訴え

①令和6年 の社会科見学において、B から「ばか」「きもい」といった暴言を受けた。

②令和6年6月11日(火)の休み時間、すれ違いざまに B から「こっち来るんじゃねえ。死ね。」と言われた。

### (4) A の状況及び欠席期間等

#### ①6年生時

・5月から欠席が増えていった。

・年間欠席数95日(なお、このうち90日間については家庭都合の欠席として家庭から連絡を受けている。)

## 2 いじめ事案対応チームによる調査前の学年の対応

### (1)6年生5月頃の A から担任への相談時の対応(【再掲】1(3)①)

#### 【A の訴え】

令和6年 の社会科見学において、B から「ばか」「きもい」といった暴言を受けた。

#### 【学校の対応】

①5月29日(水)8時15分、A が欠席をしたため担任が A 母に電話連絡をした。その際、母から の出来事と、それにより A が欠席となったという話を聞いた。また、A の「B と距離を取りたい、関わらないようにしたい」という思いや、「今回のことを B に伝えてほしくない」という意向について母を通して聞いた。

②5月30日(木)10時10分、担任が B に対し、言葉づかいについての指導を行った。A の意向

を受け、A の名前を挙げずに言葉づかい全般について指導した。

③5月30日(木)16時ごろ、担任が A 保護者に電話連絡を行い、B に対して指導した内容と、席を変えて A と B との距離を取ったことを伝えた。

④5月31日(金)～6月11日(火) A は登校した。

(2)6年生6月頃の A から担任への相談時の対応(【再掲】1(3)②)

【A の訴え】

令和6年6月11日(火)の休み時間、すれ違いざまに B から「こっち来るんじゃないねえ。死ぬ。」と言われた。

【学校の対応】

①6月12日(水)16時ごろ、欠席した A の様子を聞くため担任が A 母に電話連絡を行った。その際、母から11日の状況について話を聞いた。

②6月14日(金)10時40分頃、登校した A と担任が話し、11日の状況を A 本人と確認した。この件について B に伝えていいという意向も確認した。また、B に対する話は担任が行い A はその場に入らず、B からの謝罪もいらないという意向についても確認した。

③6月14日(金)13時20分頃、担任が B に対して11日のことについて指導を行った。B は発言を認めた。B の言い分としては、5年生の時に A の友達と B が言い合いになることがよくあったため、その友達と親しい A に対しても暴言を言ってしまったということであった。そうしたことがきっかけで A が学校に行けなくなってしまっていることを伝え、「死ぬ」という言葉をなくしていくことを約束した。

(3)6月18日(火)以降、A の欠席が続いた際の学校の対応

①6月18日(火)以降、A の欠席が続いた。毎日担任より電話連絡を行った。

②6月21日(金)担任から A に家庭訪問について提案をした。A から「大丈夫」と断られた。

③6月25日(火) 15:30 頃、担任から A に再度家庭訪問の提案をした。A は、家庭訪問ではなく A と A 母が学校に来て話をすることで了承した。A は車から降りられなかったため、車の中で担任が話をした。学校のことには触れず、家庭での過ごし方や板書をタブレットで送信することなどについて話をした。

④■■■■ A は2校時から保健室に登校し、卒業アルバムの撮影を行った。3校時から給食の間は■■■■で過ごし、給食後の清掃と学年集合写真の撮影に参加後、A 母の迎えで下校した。

○A 母と話した中では、「やはり B がいると思い出してしまう」ということを A が言っているとのことであった。

○■■■■での A の様子と相談員の話の内容

・学習は、タブレットに送られた板書の写真を写したり、算数や漢字の学習をしており、学習は自分で考えて進めた。

- ・給食を友達に持ってきてもらい[ ]で食べた。
- ・その他については、野球を習っていることや観戦に行ったことなどの話や塾に通っていること、家では勉強していることなどを話した。

- ⑤ [ ] Aは1校時から保健室登校し、卒業アルバムの撮影に参加した。
- ⑥ 7月3日(水)スクールカウンセラーとA母が面談を行った。
- ⑦ 7月17日(水)教育センター[ ]から校長に、本日の教育センターでのA母との面談内容の報告があった。

【A母との面談内容】「本日8:30頃、A母がA妹を学校に送り帰宅すると、Aの姿がないので探した。その際、Aが自宅屋上(2階)に上がり、しゃがんで『死にたい』と口にした。」

いじめを起因として自殺を企図するAの言動があったことから、越谷市教育委員会より、いじめ重大事態として扱うよう指示を受けた。

### 3 調査の概要

#### (1) 越谷市立[ ]いじめ事案対応チーム構成

委員長	[ ]	越谷市立[ ]	校長
委員	[ ]	同上	教頭
委員	[ ]	同上	教務主任
委員	[ ]	同上	生徒指導主任
委員	[ ]	同上	教育相談主任・[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	[ ]学年[ ]学級担任
委員	[ ]	同上	[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	[ ]学年主任
委員	[ ]	同上	学校相談員
委員	[ ]	越谷市教育センター	教育指導員

#### (2) 調査方法

##### ① Aへの聞き取り

- 令和6年5月30日(木):A担任による聞き取り
- 令和6年6月14日(金):A担任による聞き取り
- 令和6年8月5日(月):A担任、教頭による聞き取り

##### ② Bへの聞き取り

- 令和6年6月14日(金):B担任による聞き取り
- 令和6年7月18日(木):B担任による聞き取り

令和6年7月19日(金):B 担任による聴き取り

③ C への聞き取り

令和6年7月19日(金):C 担任による聞き取り

④ D への聞き取り

令和6年7月19日(金):D 担任による聞き取り

(3) 審議日時

① 越谷市立 [REDACTED] いじめ事案対応チーム

第1回 令和6年9月4日(水)実施

第2回 令和6年10月4日(金)実施

第3回 令和6年10月31日(木)実施

第4回 令和6年11月11日(月)実施

第5回 令和6年11月21日(木)実施

第6回 令和6年11月29日(金)実施

第7回 令和7年1月7日(火)実施

第8回 令和7年1月30日(木)実施

第9回 令和7年3月7日(金)実施

#### 4 調査内容・結果

(1) A が訴えているいじめ行為

行為1 [REDACTED] の社会科見学において、B から「ばか」「きもい」といった暴言を受けた。

行為2 令和6年6月11日(火)の休み時間、すれ違いざまに B から「こっち来るんじゃない。死ね。」と言われた。

(2) A が訴えているいじめ行為の調査結果

① 行為1について

バス内での位置関係については、以下の図のとおり。

↑バス前方

窓側	D	B	通路側
	A	C	

【Bからの聴き取り】

・バス内で後ろの席の男子(A及びC)が背もたれにあるドリンクホルダーを繰り返しいじっていたり、席を蹴られたりすることが迷惑だったため、「やめろよ」「きもい」といった暴言を言ってしまった。グループ行動中は特に暴言は言っていない。

【Cからの聴き取り】

・Aと一緒にバスの中でドリンクホルダーをいじってしまった。前の席を蹴ることもしてしまった。Aは蹴っていない。そのことで、Bに文句を言われた。

【Dからの聞き取り】

・社会科見学でのバスでBの隣に座っていた。後ろに座るAとCがドリンクホルダーをいじったり、座席を蹴ってきたりした。その際、BはAとCに対して「やめろよ」「きもい」と言い、「～すんじゃねーよ」と強い口調で注意していた。

② 行為2について

【Aからの聞き取り】

・休み時間に教室で、すれ違い際にBから「こっちは来んじゃねーよ、死ね」と言われた。頑張って登校したときに言われてしまい不安が大きくなった。

【Bからの聴き取り】

・Aに対して「こっちは来んじゃねーよ、死ね」と言った。Aと仲の良い人から色々嫌なことを言われていた過去があったため、仲間であるAに対して暴言をはいてしまった。

(4) BがAに対して嫌がらせをした理由

※以下、Bが話した理由となる。

- ①理由1 Bと折り合いの悪い児童とAが親しかったため、Aに対しても同じように攻撃的な言葉を言った。
- ②理由2 AがBを笑うことや、からかうような目で見てくることがあったため、攻撃的な言葉をAに向かって使った。
- ③理由3 ██████████の社会科見学では、バスでの移動中、後ろの席のA及びCがBとDの座席の背もたれにあるドリンクホルダーをいじるなど、Bが迷惑に感じる行為があったため、強い言葉で文句を言ってしまった。
- ④理由4 令和6年6月11日(火)の休み時間については、理由2と同様の雰囲気をAに対してBが感じたため、暴言を言ってしまった。

5 いじめの認定等

(1)いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定に人



## 6 いじめ事案対応チームによる対応、指導等について

### (1) B への指導

令和6年7月19日(金)、事案を受けて状況の確認をした後、Bに対して担任から事実確認と指導を行う。2つの行為について B は認める発言もしていた。担任からは、いかなる理由があつたとしても、Aに対するBの行為はいじめになることを指導した。Bは、自分の行為がいじめであつたことを認識し、今後 A が登校してきても今までのような行為は行わないことを約束した。

令和6年度2学期以降、Bは登校できない状態が続いたため、指導が困難な状況であつた。いじめ事案対応チームでは、担任や校長は B が登校した際に話をして、A に対する謝罪や言葉かけを勧めていたが、謝罪等を行うことはできなかった。

令和7年3月4日(火)、校長、教頭、担任、A、A 保護者、B、B 保護者による謝罪の会を校長室にて行う。B は自分の行為で A を傷つけてしまったことを認め謝罪し、今後このような行為は行わないことを約束した。

### (2) B 保護者への指導

令和6年8月25日(日)、B 保護者に対して、校長、教頭、担任、越谷市教育委員会指導課主任指導主事とで、行為1、2とその行為による A の状況について説明し、いじめ重大事態として調査等の対応していくことを説明した。B 保護者からは、調査の結果、B の言動により A を傷つけてしまったことが確認された場合は、そのことについて謝罪したいという発言があつた。

令和6年10月23日(水)、B 保護者に対して校長から調査結果に基づく状況を改めて説明するとともに、現状の確認を行った。謝罪の場を設ける必要があることも校長が伝え、B 保護者はそのことについて了承した。

令和7年3月3日(月)、校長、A 保護者、B 保護者とで話し合いを行い、B 保護者は B の行為について A 保護者に謝罪し、翌日児童同士で6項(1)にある謝罪の場を設けることとなつた。

## 7 課題の検証

### (1) 学校のいじめに対する認識

本校の「いじめ防止基本方針」において、「いじめはどの児童にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということを共通認識とし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進するものとしている。

また、いじめの認知については、「児童間で生じる諸問題は、関係する児童同士の関係、発生状況、周囲の対応、背景にある事情等によりさまざまであり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きいことから、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行う

のではなく、その行為を受けた児童の感じる被害性に着目し、心理を理解することで認知を行う」としている。

本事案においては、Aが学校に来られない状況にあるという相談を受けた時点で、学校は事態を重く受け止め、Aへの支援とBに対する指導を行った。しかしながら、Bに対する指導は日常の言動に対するものに留まり、Aに対する言動について具体的な指導をしなかったことから、再発防止に向けての取組が十分ではなかったと言わざるを得ない。

## (2)初期の対応

7項(1)で記述しているように、行為1についてA保護者から相談を受けた時点で、Bに対し具体的な指導を行い、BのAを傷つける言動を止めるべきであった。当時担任から管理職に状況についての説明はあったが、AとA保護者から学校に「Bに対してAの名前を出した指導はしないでほしい」という意向が示された。学校は、A及びA保護者とよく協議をしたうえで、できる範囲でのBに対する指導を行うべきであったと考えられる。

## (3)いじめの解消に向けたBへの指導

令和6年5月30日(木)に担任がBに対し指導を行ったが、前項にあるようにAの名前を挙げずに言葉づかい全般についての指導に留まった。Bは指導に対し反省の様子は見られたが、Aへの言動について反省をする機会とはできなかった。この時点で、Aの状況を含めた指導をBに対して行うことができなければ行為2が発生することがなく、再発防止をすることができたと考えており、学校の対応が不十分であったと言わざるを得ない。

## (4)関係児童側の保護者への助言

本校のいじめ防止基本方針の「2 学校が実施する施策 (3)『いじめに対する早期対応といじめの早期解消』のための取組」の⑤に「いじめを行った児童に対する指導を適切かつ迅速に行う。さらに学校が行った指導が十分浸透するよう、保護者に対しても必要な内容の助言を与えるとともに、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る」とされているが、行為1の発生時にBに対する指導が日常の言葉づかいに関するものであったため、Aの状況に関する具体的な説明を行うことをしなかった。

## 8 課題の改善、再発防止に向けて

### (1)教員のいじめの認知や理解度をあげる(教員の視点を変える)

本事案は、「いじめ」に関する認知をしたうえで、対象児童や保護者の気持ちに寄り添った対応を学校は行ったが、再発防止に対する意識が不足していたため、加害者に対する具体的な指導が十分に行われたことが重大事態化につながったものと考えられる。

真に対象児童の気持ちを考えるのであれば、対象児童の思いを十分に受け止めた上で、再発防止や事態の改善に必要な指導を考え、指導を行うことを学校が対象児童側に

提案し、実施するべきであった。今後は、いじめを考えられる状況について相談があった際は、学校が再発や重大事態化することを防ぐという視点をもって対応を考え、対象児童の理解を得ながら関係児童やその保護者に対して必要な対応を確実にやっていく。このことについては、本校の「いじめ防止基本方針」にも明記し、全教職員が取り組んでいく。

## (2)関係児童とその保護者に対する迅速な説明と指導を行う(適切な初期対応の徹底)

本事案は、対象児童の状況を関係児童とその保護者に初期段階で理解させることで重大事態となることを防ぐことができたのではないかと考えられる。8項(1)に記載したとおり、今後学校はいじめに関する事態が発生した際は、対象児童の状況を踏まえながら関係児童とその保護者に対して迅速に説明と指導を行い、事態の早期改善、早期解消に向けて取り組んでいく。

## (3)いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する

### ①いじめ防止基本方針の理解と共通認識を高める

いじめの積極的な認知をしていくとともに、適切な初期対応をすることが再発防止をする上で必要不可欠である。8項(1)に記載した変更点も含め、いじめ防止基本方針の内容について年度当初の職員会議で確認し、全教職員がいじめ防止基本方針に則った対応を行うことができるようにする。

### ②いじめ問題の対応には管理職の役割が大切になる

いじめ問題の対応については、対象児童の気持ちに寄り添いながら、事実の確認や該当児童及びその保護者に対する連絡や指導を適切かつ迅速に行うことが重要である。また、組織的な対応や学校相談員やスクールカウンセラーといった専門スタッフとの連携、教育センター等の外部組織との連携も必要不可欠である。これらの対応をするためには、管理職は生じている事態について詳細に把握し、必要な対応を指示したり実施したりしていかなければならない。

そのために、管理職はいじめに関する法律等についてより一層の理解を深めるとともに、本校のいじめ防止基本方針の理解、見直しを進めながら教職員への指導を行うことができるようにする。

## (4)研修の強化

本事案は、初期対応が十分に行われなかったこと、対象児童側の意向を鑑み、学校は該当児童側に説明をしていたが、該当児童側が事態を受け止めるまでに時間がかかってしまったことが重大事態化への要因となっている。

本校では、年度当初のいじめ防止基本方針の内容確認や学校生活アンケートの毎月実施など、いじめの防止及び早期発見、早期解決に向けて取組を行ってきたが、実際に

いじめが確認された場合の具体的な初期対応について、共通理解が十分に図れていなかった。

今回の件を基に、いじめ防止基本方針の見直した内容を踏まえ、具体的に状況を想定しいじめ事案の対応について研修を行うことが必要であると考え。特に、本件における本校の対応について振り返りながら、よりよい対応について考える形の研修を行うことで、再び同じようないじめが起こることがないようにするとともに、対象児童の支援や関係児童への指導が適切に行えるようにしていかななくてはならない。

また、研修は本校の教職員のみで行うだけではなく、越谷市教育委員会指導課生徒指導担当を講師とした研修も実施し、より専門的な指導を受けることで、いじめ防止や適切な対応への実践力を全教職員につける。